

保険料の支払い方法

保険料の支払いは、原則「年金天引き」ですが、申出により「口座振替」も可能です。口座振替希望の方は、本人の保険証・口座の通帳と届け出印が必要です。

※注意 国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、町民課後期高齢・医療給付グループで申請してください。

- 「年金天引き」から「口座振替」に切り替わる時期は、申請時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は、口座名義人に適用されます。
- 「年金天引き」できない方は、納付書でお納めください。(コンビニエンスストアでも使用可)

【令和5年度の保険証の郵送】

現在使用の保険証（および認定証）の有効期限は、令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降に使用する新しい保険証（および認定証）を7月中に郵送します。

- 新しい保険証および認定証の有効期限は、令和6年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので申し出てください。

- ◆ 保険証が新しくなります → 新しい証の色は黄色です
- ◆ 減額認定証も新しくなります → 新しい証の色は黄緑色です

※減額認定証は、引き続き交付対象に該当する方（区分Ⅰまたは、区分Ⅱ）に送付します。

- 区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
- 世帯全員の所得が0円の方
 - ※公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方
 - ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
 - 老齢福祉年金を受給されている方

- 区分Ⅱ ○世帯全員が住民税非課税者で区分Ⅰに該当しない方

- ◆ 限度証も新しくなります → 新しい証の色は黄緑色です

※限度証は、引き続き交付対象に該当する方（現役並みⅠまたは、現役並みⅡ）に送付します。現役並みⅢの方は、保険証を医療機関に提示するだけで自己負担限度額が適用されます。

現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325